西東京市学校施設団体登録のご案内

令和6年5月

1　登録要件

以下の要件を満たす必要があります（ただし政治団体・営利団体・宗教団体を除く）。

(1) 10 人以上で構成されていること。

・　未就学児は、団体の構成員にはなれません。

・　構成員の半数以上が重複している場合は、別団体として登録できません（同一団体と扱います）。

(2) 代表者・副代表者が成人であること

区分	要件
市内団体	構成員が 10 人以上で、構成員の半数以上が市内在住・在学・在勤者
市外団体	構成員が 10 人以上で、構成員の半数未満が市内在住・在学・在勤者

2　団体登録に必要なもの

(1) 団体登録申請書

(2) 団体構成員全員の本人確認書類（中学生以下と、団体登録申請書の「登録種別」が1と 2 に該当する団体を除く）。

(3) 団体登録通知の郵送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒（代表者住所を記載）
ただし、下記の場合は、返信用封筒は不要です。

・　メールで受け取る場合（メールアドレスを団体登録申請書に記入）。

・　窓口で受け取る場合

・　小学校施設開放運営協議会加入団体（運協）が運協経由で受け取る場合

3　本人確認書類一覧

区分	本人確認書類
全員	・ 運転免許証の写し（裏面の備考欄も必要） ・ 健康保険証の写し（住所記載欄も必要） ・ マイナンバーカードの表面の写し（通知カード不可） など　　いずれか 1 点 ※中学生以下と、団体登録申請書の「登録種別」が1と 2 に該当する団体を除く ※公共料金の領収書等は不可
市内在学	・ 学生証の写し ・ 在学証明書（発行から3カ月以内のもの。学校の証明印のある原本が必要。） ※所在地が市内であること ※中学生以下は、確認書類は不要　　いずれか1点
市内在勤	・ 社員証の写し ・ 在勤証明書（発行から3カ月以内のもの。会社の証明印のある原本が必要。会社独自の様式で構いませんが、必要項目は見本を参考にしてください。） ※勤務先所在地が市内であること。上記で確認できない場合は、補助資料として名刺も可 ※名刺のみは不可　　いずれか1点

※いずれも有効期限内に限ります。
※書類が整わない場合は、構成員になれません。
※自宅の住所は、町名以降を見えないよう塗りつぶしてもかまいません（例：「西東京市南町」まで）。

4　有効期間・期限

団体の構成員募集の時期に合わせるため、下記のとおり変更します。

変更前	変更後
➢ 全団体 最大1年間 4月1日（登録日）～翌年度の3月末日	➢ 下記以外の団体 最大2年間 7月1日（登録日）～翌々年度の6月末日 ➢ 構成員の過半数が小・中・高・大学等の学生で構成される団体 最大1年間 7月1日（登録日）～翌年度の6月末日

★は登録更新時期

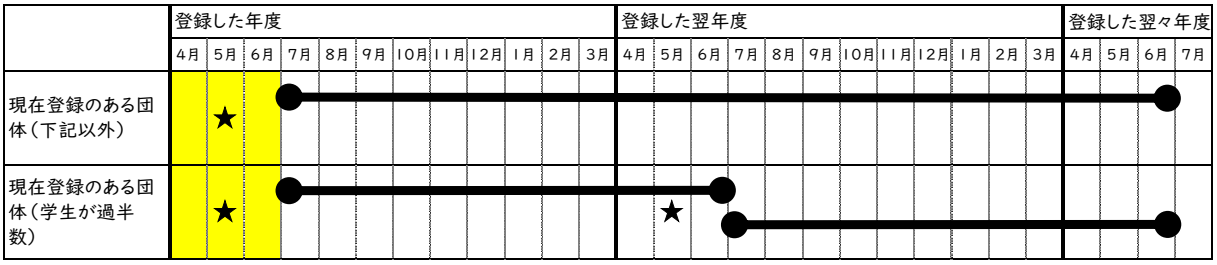

西東京市教育委員会
教育部社会教育課社会教育係
電話 042-420-2831（直通）

見　本

在　勤　証　明　書

氏　　名

生 年 月 日　　年　月　日

自 宅 住 所

上記の者は、当社に在職中であることを証明します。

年　月　日

所　在　地　西東京市

会　社　名　　印

電　　話

代 表 者 名

※必ず、社印を押印してください。